

令和8年度ローカルガイド向けノウハウ集作成業務委託仕様書案

この契約により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、一般社団法人広島県観光連盟（以下「HIT」という。）との業務委託契約書に基づき、本仕様書に記載された業務内容を誠実に遂行し、業務を実施するものとする。

1 趣旨

広島県内の主要観光地において、多様化・国際化する観光客のニーズに応えるためには、観光ガイドの質の向上が不可欠である。本事業において、観光ガイドが案内時に活用できる「より深く、正確な知識（ノウハウ）」をまとめたガイド向けの専門資料を作成することを目的とする。

本冊子を活用することで、ガイドの案内スキルの底上げを図り、ひいては県内観光の満足度向上とインバウンド対応の強化につなげる。

特に、取り上げるテーマは2つの世界遺産周辺に偏らず、県内各地域に重きを置き、ガイドの提案・案内による県内周遊の促進につなげる。

2 業務の名称

令和8年度ローカルガイド向けノウハウ集作成業務

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務予算上限額

9,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務の内容

受託者は独自に専門家への調査・取材を行い、執筆・編集を行った文章と画像を用いて本冊子を作成すること。

（1）制作物概要

執筆者・取材先については、事前にHITと協議して決定すること。掲載する情報については、信頼できる資料及び取材内容に基づき、出典、固有名詞、年代、数値その他の事実関係を確認すること。原稿の作成に当たっては、専門家又は関係機関による確認を行い、その確認結果をHITに報告すること。

項目	内容
冊子名	(仮称) 広島県観光ガイド向けノウハウ集
仕上がり	A4 サイズ / オールカラー
言語	日本語版、英語版 (計 2 パターン)
部数	各 1,000 部 (計 2,000 部)
ページ数	エリアの概要 4 ページ (4 エリア想定) 本文約 60 ページ + 表紙・目次等 (全 10 テーマ想定)
希望納期	令和 9 年 (2027 年) 3 月末日
想定用途	広島県地域通訳案内士約 420 名および HIGA へ登録している全国通訳案内士約 250 名等への配布や、本冊子を活用してガイドスクリプトを作成する研修の実施などに活用。

(2) エリア、テーマ及び構成

英語版は、日本語版の内容を正確に反映するとともに、観光案内で用いる自然かつ適切な英語表現とすること。翻訳後は、十分な知識及び経験を有する者による校閲を行い、固有名詞、地名、歴史用語等の表記を全編で統一すること。

1 テーマについて約 3,000 文字及び写真で 5～6 ページの構成とすること。全 10 テーマを想定し、各エリアへのテーマ配分は HIT と協議の上、決定すること。

取り上げるエリアについては、宮島、呉、尾道、芸北とし、具体的なテーマについては HIT と協議の上、決定すること。

テーマは下記を想定しているが、契約後に HIT と協議の上で決定すること。

エリア	想定テーマ (仮)
宮島エリア	歴史民俗
呉エリア	歴史関係 (大和ミュージアム / てつのくじら館 / 入船山記念館等) / 御手洗地区 / 海上自衛隊・幹部候補生学校
尾道エリア	しまなみ海道 / 商店街&町歩き
芸北エリア	神楽 / 西中国山地の自然

6 業務の執行体制確保について

- (1) 受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。
- (2) 早期に初回の打ち合わせを実施し、その後は、業務の遂行状況を定期的かつ必要に応じて情報共有しながら、本業務を遂行すること。

受託者は、構成案、初稿、校正稿及び最終稿を作成し、各段階で HIT の確認を受けること。HIT から修正の指示があった場合は、協議の上、必要な修正を行うこと。具体的な提出時期及び確認期間は、契約締結後に作成する実施スケジュールに定めること。

- (3) 契約締結後速やかに、実施スケジュール等の詳細を明らかにし、HIT の承認を得ること。
- (4) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、HIT と協議し、決定すること。

7 再委託について

- (1) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し HIT の承諾を得なければならない。
- (2) HIT により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の業務を順守させ、進捗管理及び HIT への報告を適宜行うものとする。

8 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者が HIT から受領又は閲覧した資料等は、HIT の了解無く公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た HIT 及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、HIT の指示があった場合又は本業務が終了した場合、HIT から受領した資料及びその複製物を速やかに返却又は復元できない方法で廃棄し、その旨を HIT に報告すること。ただし、法令又は契約により保管が必要なものを除く。

9 その他

- (1) 本業務により得られた成果及び関連する製作物等は、HIT に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、第三者の著作物を利用する場合は、当該著作権の許諾を得ること。また、その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
写真、図版その他の第三者の著作物を使用する場合は、冊子への掲載、印刷、配布、ウェブサイト等での公開及び将来の改訂に必要な利用許諾を得ること。また、権利者、出典、利用条件及び許諾内容を整理した一覧を作成し、成果品と併せて提出すること。
- (3) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、受託者は進捗状況を適宜報告し、HIT 及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。
- (5) 不測の事態が発生した場合や、事業計画等に重要な変更が生じる場合は、速やかに HIT に報

告し、協議を行うこと。

- (6) 本業務の実施にあたって疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない事項については、HIT と受託者が協議して調整を図ること。

10 成果品

- (1) 本業務を踏まえ、業務実績報告書（実施内容や得られた成果・課題・今後の同様の事業への改善提案及び本業務の実施に係る収支の実績を含む。）をデータにより提出すること。

・納品日：令和9年3月31日まで

・言語：日本語

- (2) 制作する冊子

日本語版、英語版について各 1,000 部を製本し、下記へ提出すること。

一般社団法人広島県観光連盟（HIT） 受入環境整備部

〒730-0031 広島市中区紙屋町1丁目1-20 いよぎん広島ビル6階

・納品日：令和9年3月31日まで

- (3) 印刷物に加え、日本語版及び英語版の印刷用 PDF データ、閲覧用 PDF データ並びに編集可能な制作データ一式を提出すること。制作データには、本文、画像、図版、使用フォントその他改訂に必要な関連データを含めること。提出媒体、ファイル形式及びデータの整理方法は、事前に HIT と協議すること。

- (4) 本業務に係る取材記録、原稿、写真、図版その他の制作過程で作成又は取得したデータは、権利関係を整理した上で HIT に提出すること。その取扱い及び権利の帰属については、本仕様書及び業務委託契約書の定めによるものとする。

11 留意事項

- (1) 契約や支払いに関する書類など本事業の関係資料を本業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。